

8 - ① 「教育研究等の環境整備に関する方針」

制定 2020年12月2日

改訂 2023年10月1日

改訂 2026年4月1日

東海大学は、建学の精神に則り本学の使命と教育理念に従って、多様な学生の学習効果の向上ならびに、教育・研究機能の向上を図るために、教育研究等の環境整備に関する方針を次のとおり定める。

<基本方針>

1. 前文及び『東海大学ダイバーシティ推進宣言および基本方針』に基づき、学生一人ひとりの学習機会を保障し、すべての学生が安全・安心に学修に取り組めるよう、学習空間、学習支援、ICT環境、アクセシビリティ等をはじめとする学習環境と、教職員が教育研究活動を適切に行うための教育研究環境について、総合的な整備・改善を推進する。
2. 学部・研究科等の要望を広く収集し、その必要性、重要性及び社会的ニーズ等を踏まえて総合的に判断した上で、最適な学習環境の整備を進める。
3. 校地・校舎においては、『大学設置基準』に従い、教育・研究上必要かつ十分な校地、校舎を配置する。

上記基本方針の遂行のために、以下の個別方針を設ける。

1. 施設・整備においては、
 - 1) 施設・設備の安全性、利便性及び環境性能の改善に努める
 - 2) 恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組むために、計画的、経済的及び調和的な施設・設備の整備を進める。
2. 情報環境の整備については、
 - 1) 情報システムの適切な管理運営を図り、常に最善の情報環境の整備に努める。
 - 2) 高度化及び多様化する情報環境に潜在するリスクを分析・評価し、情報システムの安全性を担保する。
3. 図書館の整備については、『東海大学附属図書館資料収集規程』に基づき、図書、雑誌及びその他の媒体による、学術・文化情報を系統的・機能的に収集するとともに、多様化する利用者の需要に対して、常に最適な学術・文化情報サービスを提供する。

4. 研究環境の整備については、

- 1) 大学における研究活動の高度化と活性化のために、学内外の競争的研究費獲得支援制度、共用研究機器等の研究環境整備及び、研究開発マネジメント人財制度等の整備と充実を図る。
- 2) 研究成果の社会への還元や社会連携活動を効率的に推進するために、知的財産等に関わる組織的及び人的支援体制を整備する。

以 上